

越谷市自治基本条例

審議会 テーマ別部会
検討事項

NO1

第1部会 (条例のネーミング)

まちづくりの基本原則

(1) 前文 (基本理念)

条例の由来、背景、基本原理、制定者の思いなど
越谷市の自治の理念を歌いあげることが大切である。

(2) まちづくりの理念の表明

越谷市をどのようなまちにするか、どのようにつくりあげるのか、政策分野ごとのあるべきまちのすがたについては、第4次越谷市総合振興計画に委ねて、自治基本条例では、原理、原則にしぼって審議することが肝要である。

(3) 自治の主体としての市民の権利と責務の規定

市民はまちづくりの主体として、参加、選択、決定を行う権利と責務を有することになる、それらを条文として明確にする必要がある。

(4) 市民が参加、選択、決定できる仕組みづくり

協働、参画、共助を具体的に条文化するには
どうするか？

越谷市自治基本条例

審議会 テーマ別部会
検討事項

NO2

第2部会

- (5) 市民のために働く市役所を明確に示すこと
政策決定における首長の影響力は大きい。
自治基本条例のなかでどのように位置づけるか審議会
で論議も必要だと思います。

- (6) 市民のために働く議会が明確に示す
議会、議員の役割は、今までは、執行機関を監視するのが
主な機能とされてきたが、自治基本条例のなかでは、
もっと積極的に政策立案、形成をすることを基本条例の中
で明記する必要があるのではないか。。

- (7) 公共主体としての市民活動団体が元気で活動できる制度や
しくみを自治基本条例のなかで制定することも必要では
ないか、また自治会も助け合う地域社会のにとってより以上
の活動ができるように、自治基本条例のなかで論議する
必要があるのではないか。

越谷市自治基本条例

審議会 テーマ別部会
検討事項

NO3

第3部会

- (8) まちづくりの最高のルールとしての決まりや仕組みづくりをどうするか。
- (9) 他自治体や他住民との連携をいかにするか。
- (10) 生きたルールとしてのフォローの仕組みをどう規定するか。

基本自治条例をつくることが、最終目的ではなく越谷市を
変革し、市民が安心して生活することができることが目標である。そのためには、いろいろな立場の市民活動団体が生き生きと活動出来る仕組み作りを、
明確に規定しなければならぬ。

越谷市自治基本条例

審議会 テーマ別部会

検討事項

NO4

その他考慮すべき留意点

☆他の法律との整合性について

例えば憲法に反する条例を策定することはできないし、その他民法や地方自治法等々数おおくの国政レベルの法律を離脱した自治基本条例を策定することは、出来ないと
思います、この点をどうクリアしますか。

☆新しい概念としてサステナブル都市ということが、最近いわれています。経済的な豊かさと環境保全度、社会安定度のバランスのとれたサステナブル（持続可能）をとりいれた、越谷市の自治基本条例の策定を目指しませんか。